資料１０５－２

万国郵便条約の改正等に伴う国際郵便約款の変更認可

（諮問第1282号）

（公印・契印省略）

諮 問 第 1282 号
令和８年９月 14 日

情報通信行政・郵政行政審議会
　会長　相田　仁　殿

総務大臣　林　芳正

諮　問　書

日本郵便株式会社（代表取締役社長　小池 信也）から、別添のとおり、郵便法（昭和 22 年法律第 165 号。以下「法」という。）第 68 条第１項の規定に基づく郵便約款の変更の認可申請があった。

審査の結果は別紙のとおりであり、申請内容は、法第 68 条第２項各号の規定に適合していると認められる。ついては、同条第１項の規定による認可を行うこととしたい。

本件について、法第 73 条第１号の規定に基づき諮問する。

国際返信切手券の廃止に伴う
国際郵便約款の変更認可申請
審査結果

日本郵便株式会社から認可申請のあった、国際返信切手券の廃止に伴う国際郵便約款の変更については、以下のとおり郵便法（昭和 22 年法律第 165 号。以下「法」という。）第 68 条第２項の規定に適合していると認められることから、これを認可することが適当である。

○国際郵便約款の変更

審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。 （法第 68 条第２項第１号）		
イ　この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	今回の変更は、国際返信切手券の廃止することを適正かつ明確に反映するものであり、適当であると認められる。
ロ　郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	今回の変更は、国際返信切手券の廃止するものであり、その他の内容に変更はなく、引き続き適当であると認められる。
ハ　郵便に関する料金の収受に関する事項	適	同上
ニ　その他会社の責任に関する事項	適	同上
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 （法第 68 条第２項第２号）	適	今回の国際郵便約款の変更内容は、全ての利用者に対して適用されるものであり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものには該当しないことから、適当であると認められる。

別紙２

通常郵便物の大きさ・重量及び小包郵便物の大きさの変更に伴う
国際郵便約款の変更認可申請
審査結果

日本郵便株式会社から認可申請のあった、通常郵便物の大きさ・重量及び小包郵便物の大きさの変更に伴う国際郵便約款の変更については、以下のとおり郵便法（昭和 22 年法律第 165 号。以下「法」という。）第 68 条第２項の規定に適合していると認められることから、これを認可することが適当である。

○国際郵便約款の変更

審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。 （法第 68 条第２項第１号）		
イ　この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	今回の変更は、国際郵便役務に関する提供条件として、通常郵便物の大きさの最大及び最小サイズ並びに重量の上限に関する規定を変更し、小包郵便物の巻物体の最小サイズに関する規定を廃止することを適正かつ明確に反映するものであり、適当であると認められる。
ロ　郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	今回の変更は、常郵便物の大きさの最大及び最小サイズ並びに重量の上限に関する規定を変更し、小包郵便物の巻物体の最小サイズに関する規定を廃止するものであり、その他の内容に変更はなく、引き続き適当であると認められる。
ハ　郵便に関する料金の収受に関する事項	適	同上
ニ　その他会社の責任に関する事項	適	同上
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 （法第 68 条第２項第２号）	適	今回の国際郵便約款の変更内容は、全ての利用者に対して適用されるものであり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものには該当しないことから、適当であると認められる。

別紙３

保険付郵便物の明確化に伴う
国際郵便約款の変更認可申請
審査結果

日本郵便株式会社から認可申請のあった、保険付郵便物の明確化に伴う国際郵便約款の変更については、以下のとおり郵便法（昭和 22 年法律第 165 号。以下「法」という。）第 68 条第２項の規定に適合していると認められることから、これを認可することが適当である。

○国際郵便約款の変更

審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。 （法第 68 条第２項第１号）		
イ　この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	今回の変更は、万国郵便条約の改正のため、保険付は書類のみを包有する優先通常郵便物及び小包に限定されることを受け、保険付に係る規定の明確化を行うものであり、適当であると認められる。
ロ　郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	今回の変更は、保険付に係る規定の明確化するものであり、その他の内容に変更はなく、引き続き適当であると認められる。
ハ　郵便に関する料金の収受に関する事項	適	同上
ニ　その他会社の責任に関する事項	適	同上
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 （法第 68 条第２項第２号）	適	今回の国際郵便約款の変更内容は、全ての利用者に対して適用されるものであり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものには該当しないことから、適当であると認められる。

別紙４

損害賠償の請求権者を受取人とすることができる規定の制限に伴う
国際郵便約款の変更認可申請
審査結果

日本郵便株式会社から認可申請のあった、損害賠償の請求権者を受取人とすることができる規定の制限に伴う国際郵便約款の変更については、以下のとおり郵便法（昭和 22 年法律第 165 号。以下「法」という。）第 68 条第２項の規定に適合していると認められることから、これを認可することが適当である。

○国際郵便約款の変更

審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。 （法第 68 条第２項第１号）		
イ　この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	今回の変更は、国際郵便役務に関する提供条件として、損害賠償の請求権者を受取人とすることができる規定の制限を適正かつ明確に反映するものであり、適当であると認められる。
ロ　郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	今回の変更は、通損害賠償の請求権者を受取人とすることができる規定の制限するものであり、その他の内容に変更はなく、引き続き適当であると認められる。
ハ　郵便に関する料金の収受に関する事項	適	同上
ニ　その他会社の責任に関する事項	適	同上
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 （法第 68 条第２項第２号）	適	今回の国際郵便約款の変更内容は、全ての利用者に対して適用されるものであり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものには該当しないことから、適当であると認められる。

受取通知に係る附則による経過措置の廃止に伴う
国際郵便約款の変更認可申請
審査結果

日本郵便株式会社から認可申請のあった、受取通知に係る附則による経過措置の廃止に伴う国際郵便約款の変更については、以下のとおり郵便法（昭和 22 年法律第 165 号。以下「法」という。）第 68 条第２項の規定に適合していると認められることから、これを認可することが適当である。

〇国際郵便約款の変更

審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。 （法第 68 条第２項第１号）		
イ　この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	今回の変更は、受取通知の附則による取扱い廃止を適正かつ明確に反映するものであり、適当であると認められる。
ロ　郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	今回の変更は、受取通知の附則による取扱い廃止するものであり、その他の内容に変更はなく、引き続き適当であると認められる。
ハ　郵便に関する料金の収受に関する事項	適	同上
ニ　その他会社の責任に関する事項	適	同上
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 （法第 68 条第２項第２号）	適	今回の国際郵便約款の変更内容は、附則により一部取扱いを継続していたものを廃止するものであり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものには該当しないことから、適当であると認められる。

（別添）

2026-秘日経企第 0012 号
２０２６年８月１８日

総務大臣
林　芳正　様

日本郵便株式会社
代表取締役社長
小池　信也

郵便約款の変更認可申請書

郵便法（昭和２２年法律第１６５号）第６８条第１項の規定に基づき、国際郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

１　国際郵便約款
別添新旧対照表のとおり。

２　実施予定期日
２０２７年1月1日

３　変更を必要とする理由
万国郵便条約の改正等により、以下のとおり、対象商品・サービスの取扱いを変更するため。

(1) 国際返信切手券の廃止
(2) 通常郵便物の大きさ・重量及び小包郵便物の大きさの変更
(3) 保険付郵便物の明確化
(4) 損害賠償の請求権者を受取人とすることができる規定の制限
(5) 受取通知に係る附則による経過措置の廃止

以上

別添

国際郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現　　行

（通常郵便物の大きさ及び重量の制限）

第１６条　通常郵便物の大きさ及び重量の制限は、次のとおりとします。

<table>
<tr><th rowspan="2">通常郵便物の種　類</th><th colspan="2">大きさ</th><th rowspan="2">重量</th></tr>
<tr><th>最小限</th><th>最大限</th></tr>
<tr><td>１　書状</td><td>(1) 巻物体のもの
長さと直径の２倍の合計　３０．４センチメートル
長さ　２１センチメートル
(2) (1)に規定する形状以外のもの
長さ　１４センチメートル
幅　９センチメートル
（許容差は、(1)、(2)に規定するものそれぞれ０．２センチメートル）</td><td>(1) 巻物体のもの
長さと直径の２倍の合計　１０４センチメートル
長さ　９０センチメートル
(2) (1)に規定する形状以外のもの
長さ、幅、厚さの合計　９０センチメートル
一辺の長さ　６０センチメートル
（許容差は、(1)、(2)に規定するものそれぞれ０．２センチメートル）</td><td>２キログラム以下</td></tr>
<tr><td>２　郵便葉書</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>３　盲人用郵便物</td><td rowspan="2">書状に同じ。</td><td rowspan="3">書状に同じ。</td><td>７キログラム以下</td></tr>
<tr><td>４　印刷物</td><td>５キログラム以下</td></tr>
<tr><td>５　小形包装物</td><td>（略）</td><td>２キログラム以下</td></tr>
</table>

改　　正

（通常郵便物の大きさ及び重量の制限）

第１６条　通常郵便物の大きさ及び重量の制限は、次のとおりとします。

<table>
<tr><th rowspan="2">通常郵便物の種　類</th><th colspan="2">大きさ</th><th rowspan="2">重量</th></tr>
<tr><th>最小限</th><th>最大限</th></tr>
<tr><td>１　書状</td><td>長さ　１４センチメートル
幅　９センチメートル
（許容差は、それぞれ０．２センチメートル）</td><td>長さ　３８．１センチメートル
幅　３０．５センチメートル
厚さ　３センチメートル
（許容差は、それぞれ０．２センチメートル）</td><td>１キログラム以下</td></tr>
<tr><td>２　郵便葉書</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>３　盲人用郵便物</td><td>(1) 書類のみを包有するもの
書状に同じ。
(2) (1)に該当しないもの及び物品を包有するもの
小形包装物に同じ。</td><td>(1) 書類のみを包有するもの
書状に同じ。
(2) (1)に該当しないもの及び物品を包有するもの
小形包装物に同じ。</td><td>７キログラム以下</td></tr>
<tr><td>４　印刷物</td><td>書状に同じ。</td><td>書状に同じ。</td><td>１キログラム以下</td></tr>
<tr><td>５　小形包装物</td><td>（略）</td><td>(1) 巻物体のもの
長さと直径の２倍の合計　１０４センチメートル
長さ　９０センチメートル
(2) (1)に規定する形状以外のもの
長さ、幅、厚さの合</td><td>２キログラム以下</td></tr>
</table>

６　優先郵便物又は非優先郵便物（外国来郵便物に限る。）	**書状に同じ。**		

（小包郵便物の大きさ及び重量の制限）

第３６条 小包郵便物の大きさ及び重量の制限は、次のとおりとします。

大きさ		重量
最小限	最大限	
１　巻物体のもの **長さと直径の２倍の合計　３０．４センチメートル** **長さ　２１センチメートル** **２　１に規定する形状以外のもの** 長さ　１４センチメートル 幅　９センチメートル （許容差は、**１、２に規定するもの**それぞれ０．２センチメートル）	（略）	（略）

（外国宛て郵便物の差出場所）

第５２条　外国宛て通常郵便物（次に掲げる郵便物を除きます。）は、郵便差出箱に差し入れていただきます。ただし、容積が大きいため、又は一時に多数のものを差し出すため郵便差出箱に差し入れることが困難な場合には、事業所に差し出していただきます。

(1)～(6)　（略）

(7)　第１２０条（国際返信切手券）第３項の規定により切手券と同時に差し出すことを求められたもの

２　小包郵便物及び前項(1)から**(7)**までに掲げる通常郵便物は、事業所に差し出していただきます。

３～５　（略）

（保険付の取扱い）

第８３条 保険付は、**有価証券又は有価の**書類を包有する航空扱いとする書状及び小包郵便物につい

		計　９０センチメートル **一辺の長さ　６０センチメートル** **（許容差は、(1)、(2)に規定するものそれぞれ０．２センチメートル）**	
６　優先郵便物又は非優先郵便物（外国来郵便物に限る。）	**(1)　書類のみを包有するもの** **書状に同じ。** **(2)　(1)に該当しないもの及び物品を包有するもの** **小形包装物に同じ。**	**(1)　書類のみを包有するもの** **書状に同じ。** **(2)　(1)に該当しないもの及び物品を包有するもの** **小形包装物に同じ。**	**(1)　書類のみを包有するもの** **書状に同じ。** **(2)　(1)に該当しないもの及び物品を包有するもの** **２キログラム以下**

（小包郵便物の大きさ及び重量の制限）

第３６条 小包郵便物の大きさ及び重量の制限は、次のとおりとします。

大きさ		重量
最小限	最大限	
長さ　１４センチメートル 幅　９センチメートル （許容差は、それぞれ０．２センチメートル）	（略）	（略）

（外国宛て郵便物の差出場所）

第５２条　外国宛て通常郵便物（次に掲げる郵便物を除きます。）は、郵便差出箱に差し入れていただきます。ただし、容積が大きいため、又は一時に多数のものを差し出すため郵便差出箱に差し入れることが困難な場合には、事業所に差し出していただきます。

(1)～(6)　（略）

２　小包郵便物及び前項(1)から**(6)**までに掲げる通常郵便物は、事業所に差し出していただきます。

３～５　（略）

（保険付の取扱い）

第８３条 保険付は、書類**のみ**を包有する航空扱いとする書状及び小包郵便物について、郵便業務の

て、郵便業務の取扱中において亡失し、盗取され又は損傷した場合には、保険金額を限度として賠償する取扱いです。 ２～６　（略）	取扱中において亡失し、盗取され又は損傷した場合には、保険金額を限度として賠償する取扱いです。 ２～６　（略）
（貴重品） 第１０２条　硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品は、第１１条（国別の差出条件）に規定する差出条件により、これらを封筒に納め封かんした書留とする書状（金銭又は書類に該当する貴重品のみを包有するものに限ります。）又は**保険付郵便物**として差し出すことができます。	（貴重品） 第１０２条　硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品は、第１１条（国別の差出条件）に規定する差出条件により、これらを封筒に納め封かんした書留**若しくは保険付**とする書状（金銭又は書類に該当する貴重品のみを包有するものに限ります。）又は**保険付小包**として差し出すことができます。
（損害賠償の請求権者等） 第１１２条　第１１０条（当社の責任）に定める郵便物の損害賠償の請求は、郵便物の差出人が行うことができます。ただし、差出人が自己の権利を受取人のために書面により放棄した場合は、受取人が行うことができます。 ２　（略）	（損害賠償の請求権者等） 第１１２条　第１１０条（当社の責任）に定める郵便物の損害賠償の請求は、郵便物の差出人が行うことができます。ただし、差出人が自己の権利を受取人のために書面により放棄した場合は、**当社が別に定める国を除き、**受取人が行うことができます。 ２　（略）
第１０章　雑則	第１０章　雑則
第１節　**国際返信切手券**	第１節　**削除**
（国際返信切手券） 第１２０条　**国際返信切手券（有効期間が表示されたものに限ります。以下「切手券」といいます。）は、その有効期間内に限り、国際郵便物の差出しに必要な郵便切手と引き換えることができるものです。** **２　当社は、切手券を、１枚につき航空扱いとする書状の料金として定められた額のうち最低のものであって、名宛国がいずれであっても差し出すことができるものとして当社が別に定める額に相当する１枚又は２枚以上の郵便切手と引き換えます。** **３　当社は、引換えに係る切手券の枚数が多量の場合には、切手券とその引換えによって料金を支払う郵便物と同時に差し出すことを求めることがあります。**	第１２０条　**削除**
附　則（２０２３年８月３１日　2023-日国郵第０１５８号）	附　則（２０２３年８月３１日　2023-日国郵第０１５８号）
第１条～第２条　（略）	第１条～第２条　（略）
（国際返信切手券と郵便切手との引換えに関する経過措置） **第３条　２０２１年１０月１日から２０２３年９月３０日までの間に日本国内において販売された１５０円を販売価格とする国際返信切手券は、１枚につき１３０円に相当する１枚又は２枚以上の郵便切手と引き換えます。**	
附　則（２０２４年５月１３日　2024-秘日経企第００１０号）	附　則（２０２４年５月１３日　2024-秘日経企第００１０号）

（実施期日） **第１条**　この改正規定は、２０２５年１月１日から実施します。 **（受取通知に関する経過措置）** **第２条　この改正規定の実施前の受取通知については、当分の間、第１０９条（米軍関係郵便物）第１項の規定により取り扱う郵便物について取り扱います。**	この改正規定は、２０２５年１月１日から実施します。 **附　則（２０２６年５月２５日　2026-秘日経企第００１２号）** **この改正規定は、２０２７年１月１日から実施します。**

説明資料

万国郵便条約の改正等に伴う国際郵便約款の変更の認可について

令 和 ８ 年 ９ 月 １４ 日
総 務 省

第１　郵便約款の認可について

１　郵便約款とは

郵便約款とは、郵便の役務に関する具体的な提供条件（料金を除く。）を定めたものであり、郵便法（昭和 22 年法律第 165 号。以下「法」という。）第 68 条第１項により、日本郵便株式会社は、郵便約款を定めることになっている。

※　料金については、法第 67 条第１項等により、原則として総務大臣への届出制となっている。ただし、同条第３項により、第三種郵便物・第四種郵便物の料金については、総務大臣の認可制となっている。

２　総務大臣の認可

郵便約款の内容は、利用者の利便・利益に直接関わることなどから、郵便約款は法第 68 条第１項により、総務大臣の認可を受けることとなっている。変更する場合も同様。

※　書類の様式等利用者の権利・義務に重要な関係を有しない提供条件や試験的に提供するものといった軽微な事項については、法第 68 条第１項括弧書きにより、総務大臣の認可を要さない。

３　審議会への諮問

法第 73 条第１号に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとなっていることから、今回諮問を行っているもの。

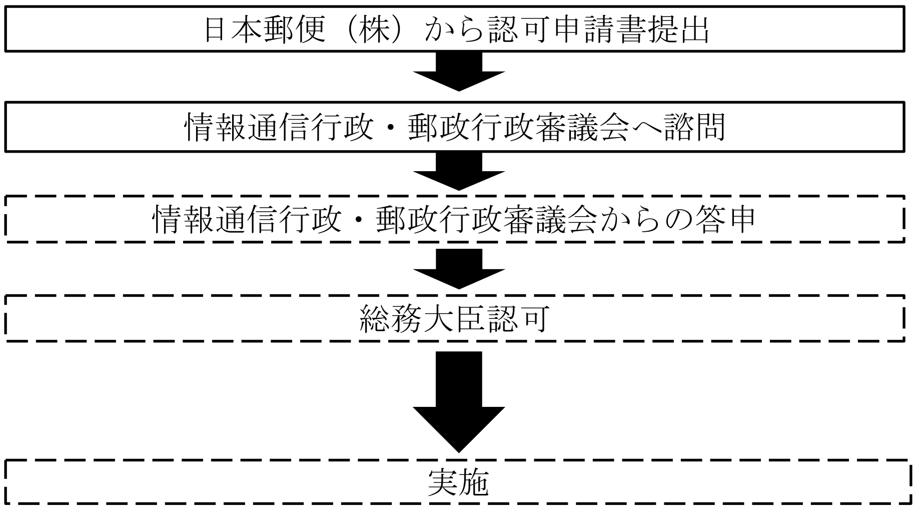

第２　日本郵便株式会社からの申請の概要

１　申請理由

（１）国際返信切手券について、郵便利用の世界的な減少に伴い、国際返信切手券の需要も近年大幅な減少となっていたことを受け、令和７年９月に開催された UPU 大会議において万国郵便条約及び同条約の施行規則が改正され、国際返信切手券が廃止されることとなった。これを受け、日本郵便においても国際返信切手券を廃止することとした。

（２）郵便物の区分に係るオペレーション実態を踏まえ、令和７年９月に開催された UPU 大会議において万国郵便条約及び同条約の施行規則が改正され、書類を包有する通常郵便物について、大きさの規定及び重量上限を変更するとともに「巻物体のもの」の大きさを削除することとした。また、小包郵便物について、大きさの最小限から「巻物体のもの」を削除することとした。

（３）国際郵便における商品体系の簡素化を図るため、令和７年９月に開催された UPU 大会議において万国郵便条約及び同条約の施行規則が改正され、保険付は書類のみを包有する優先通常郵便物及び小包に限定されることとなった。これを受け、保険付に係る規定の明確化を行うこととした。

（４）万国郵便条約の改正に際し、イラン・イスラム共和国が「受取人に対する賠償の責任を拒絶し、賠償金の支払いを郵便物の差出人のみに限定することができる」との留保を提出し、採択されたことを受け、差出人が自己の権利を放棄した場合に受取人に当該請求権が移転すると誤って判断してしまう支障が生じないよう、約款に反映することとした。

（５）令和６年 12 月 31 日に廃止した通常郵便物に係る受取通知について、約款の附則において当面の取扱いを一部継続していたが、今般関係者と調整が整ったことから取扱いを廃止することとした。

２　申請概要

（１）国際返信切手券の廃止
（２）通常郵便物の大きさ・重量及び小包郵便物の大きさの変更
（３）保険付郵便物の明確化
（４）損害賠償の請求権者を受取人とすることができる規定の制限
（５）受取通知に係る附則による経過措置の廃止

３　実施予定期日

令和９年１月１日

参考資料

国際郵便約款の変更（認可申請事項）

（参考1）

○ 認可申請事項

【2027年１月１日～】

- ➢ 国際返信切手券の廃止
- ➢ 通常郵便物の大きさ・重量及び小包郵便物の大きさの変更
- ➢ 保険付郵便物の明確化
- ➢ 損害賠償の請求権者を受取人とすることができる規定の制限
- ➢ 受取通知に係る附則による経過措置廃止

【国際郵便約款（変更）の認可に係る条件（郵便法）】
1　新旧対照表、実施予定期日、変更の理由、変更後のサービスの提供条件等の**各種事項が適正かつ明確に定められている**こと。
2　特定の者に対し**不当な差別的取扱いをするものでない**こと。

（概要）

○　2025年のＵＰＵ大会議において、万国郵便条約及び同条約施行規則が以下のとおり改正され、2027年１月１日から施行。
- ➢ 引換えが義務、販売が任意とされていた国際返信切手券について、利用数が減少したため、廃止。
- ➢ 書類を包有する通常郵便物について、大きさの最大限及び重量上限を変更するとともに「巻物体のもの」の大きさを削除。また、小包郵便物について、大きさの最小限から「巻物体のもの」を削除。

○　その他、ＵＰＵ大会議の結果を受けた改正等を行う。

○ スケジュール（案）

2026年	８月18日	総務大臣への認可申請
	９月14日	**情報通信行政・郵政行政審議会 郵政行政分科会への諮問、認可**
2027年	**１月１日**	**各種廃止・変更の実施**

国際返信切手券の廃止

○ 2025年のＵＰＵ大会議において、万国郵便条約及び同条約の施行規則が改正され、引換えが義務、販売が任意とされていた国際返信切手券について、利用数が減少したため廃止された（2027年１月１日施行）。

○ これを受け、日本郵便は2027年１月１日付で、国際返信切手券を廃止するもの（引換え終了：12月31日）。

※販売終了：９月30日

○サービスの概要

世界中で、その国から外国に宛てた優先郵便物又は航空書状の最低料金相当額の郵便切手等と交換可能な引換券（クーポン）。

日本郵便では、航空扱いとする書状の最低料金相当額（160円）の郵便切手等と交換を実施。

○廃止の背景

書状郵便利用の世界的な減少に伴い、国際返信切手券の需要も近年大幅な減少となっていたため条約上廃止された。

我が国においても同様に利用が減少していることから廃止による影響は限定的であり、また国際送金により代替可能。

※直近５年間の日本における国際返信切手券の販売・交換実績は次のとおり。

暦年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	対2021年
販売枚数	64,063枚	55,906枚	48,204枚	38,433枚	38,160枚	▲40.4%
交換枚数	38,595枚	17,859枚	17,170枚	13,367枚	12,806枚	▲66.8%

通常郵便物の大きさ・重量及び小包郵便物の大きさの変更（参考3）

○ 2025年のＵＰＵ大会議において、万国郵便条約及び同条約の施行規則が以下のとおり改正された（2027年１月１日施行）。
- 書類のみを包有する通常郵便物について、大きさの規定及び重量上限を変更するとともに「巻物体のもの」の大きさを削除。
- 小包郵便物について、大きさの最小限から「巻物体のもの」を削除。

○ これを受け、日本郵便は2027年１月１日に、書類のみを包含する通常郵便及び小包に係る国際郵便約款を変更。

【変更事項】
- 書類のみを包有する通常郵便物の大きさの規定及び重量上限を下表のとおり変更。（ただし、盲人用郵便物は重量上限変更無し。）

	旧		新	
	最小限	最大限	最小限	最大限
大きさ	(1) 巻物体のもの **長さと直径の２倍の合計30.4cm、長さ21cm** (2) (1)に規定する形状以外のもの 長さ 14cm 幅 9cm	(1) 巻物体のもの **長さと直径の２倍の合計104cm、長さ90cm** (2) (1)に規定する形状以外のもの **長さ、幅、厚さの合計90cm、一辺の長さ60cm**	長さ 14cm 幅 9cm	**長さ 38.1cm、** **幅 30.5cm** **厚さ 3cm**
重さ	**2kg**		**1kg**	

- 書類のみを包有する通常郵便物の大きさ及び小包郵便物の大きさの最小限から「巻物体のもの」を削除。

【変更理由】
- 物品については、各国において税関検査が行われるため、オペレーション上、物品と書類の分類を簡素にする必要があった。
- 変更前の最大限の大きさ（長さ＋幅＋厚さ＝90cmが最大）では、嵩張るもの、厚みのあるもの等も含めて「書類」と分類される可能性があり、**作業上の手間が生じていることから、**郵便物の分類を簡素化した。
- **変更前の最小限の直径**（4.7cm ※（30.4cm-21cm）÷2）**が変更後の最大限の厚さ**（3cm）**に収まらない**ため、書類のみを包有する通常郵便物から巻物体を削除。

【代替手段】
- １kg超～２kgまでの書類のみを包有する通常郵便物及び巻物体は、物品として小形包装物、小包郵便物、EMSにて送付可能。

大きさの最大限（対象：書状・印刷物・盲人用郵便物（書類のみ））

（現行）

＜巻物体以外＞
長さ＋幅＋厚さ＝90cm
ただし、長さは60cm

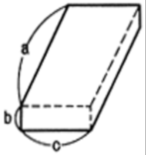

a（長さ）60cm
a＋b＋c＝90cm

＜巻物体＞
長さ＋直径の2倍＝104cm
ただし、長さは90cm

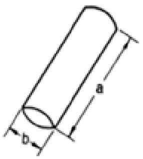

a（長さ）90cm
a+2b＝104cm

（変更後）

長さ 38.1cm
厚さ 3cm
幅 30.5cm

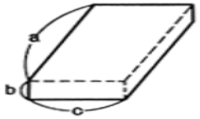

a（長さ）38.1cm
b（厚さ）3cm
c（幅）30.5cm

大きさの最小限（対象：書状・印刷物・盲人用郵便物（書類のみ）・小包郵便物）

（現行）

＜巻物体以外＞
長さ 14cm　幅 9cm

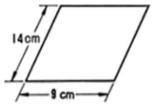

＜巻物体＞
長さ＋直径の2倍＝30.4cm
ただし、長さは21cm

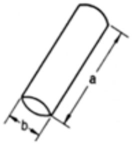

a（長さ）21cm
a+2b＝30.4cm

（変更後）

長さ 14cm　幅 9cm

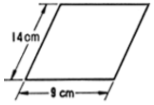

保険付郵便物の明確化

（参考4）

○ 2025年のＵＰＵ大会議において、万国郵便条約第18条が改正され、保険付は書類のみを包有する優先通常郵便物及び小包に限定された。

○ 同内容を規定している国際郵便約款第83条及び第102条について、万国郵便条約の改正後の文言に表現を合わせ、改正を行うもの。

（提供サービスは変更無し）

○サービスの概要

郵便物の引受け及び配達を記録し、万一、郵便物が壊れたり、届かなかった場合に、差出しの際に申し出のあった損害要償額の範囲内で、実損額を賠償するサービス。

項目	内容
対象郵便物	航空扱いとする書状、小包郵便物
保険の付加	・最高200万　※名宛国によって最高限度額が異なる。 ・保険金額は、内容品の実価格を超えることは認められない。
損害賠償制度	郵便業務の取扱中に亡失し、盗取され又は損傷した場合は、保険金額（最高200万円）の範囲で実損額を賠償。
保険料	（下表）

保険付書状	**保険金額2万円まで 510円**	**保険金額2万円を超える又はその端数ごとに 50円増**
保険付小包	**保険金額2万円まで 400円**	

○保険付対象郵便物の国際郵便約款上の記載

該当箇所	現行	変更後
83条（保険付の取扱い）	保険付は、**<u>有価証券又は有価の書類を包有する航空扱いとする書状及び小包郵便物</u>**について、郵便業務の取扱中において亡失し、盗取され又は損傷した場合には、保険金額を限度として賠償する取扱いです。	保険付は、**<u>書類のみを包有する航空扱いとする書状及び小包郵便物</u>**について、郵便業務の取扱中において亡失し、盗取され又は損傷した場合には、保険金額を限度として賠償する取扱いです。
【参考】条約の施行規則 18-001	1 Priority items and letters containing <u>securities, valuable documents or articles,</u> and parcels may be exchanged with insurance of the contents for the value declared by the sender. This exchange shall be restricted to relations between designated operators which have declared their willingness to admit such items, whether reciprocally or in one direction only.	1 Priority <u>letter-post</u> items containing <u>documents only</u> and parcels may be exchanged with insurance of the contents for the value declared by the sender. This exchange shall be restricted to relations between designated operators which have declared their willingness to admit such items, whether reciprocally or in one direction only.

保険付郵便物の明確化

（参考4）

<table>
<tr><th>該当箇所</th><th>現行</th><th>変更後</th></tr>
<tr>
<td>102条
（貴重品）</td>
<td>硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品は、第11条（国別の差出条件）に規定する差出条件により、これらを封筒に納め封かんした書留とする書状（金銭又は書類に該当する貴重品のみを包有するものに限ります。）又は保険付郵便物として差し出すことができます。
<table>
<tr><th></th><th>書状</th><th>物品</th></tr>
<tr><td>書留</td><td>書留とする書状</td><td></td></tr>
<tr><td>保険付</td><td>保険付とする書状</td><td></td></tr>
<tr><td>小包</td><td colspan="2">保険付小包</td></tr>
</table>
保険付郵便物</td>
<td>硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人払有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品は、第11条（国別の差出条件）に規定する差出条件により、これらを封筒に納め封かんした書留若しくは保険付とする書状（金銭又は書類に該当する貴重品のみを包有するものに限ります。）又は保険付小包として差し出すことができます。
<table>
<tr><th></th><th>書状</th><th>物品</th></tr>
<tr><td>書留</td><td>書留とする書状</td><td></td></tr>
<tr><td>保険付</td><td>保険付とする書状</td><td></td></tr>
<tr><td>小包</td><td colspan="2">保険付小包</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

損害賠償の請求権者を受取人とすることができる規定の制限（参考5）

○ 条約第22条第9項では、「盗取され、損傷し、又は亡失した書留郵便物、普通小包又は保険付郵便物の賠償金については、差出人が自己の権利を受取人のために書面により放棄した場合には、受取人が当該賠償金を請求する権利を有する」と規定されているが、 2025年のＵＰＵ大会議において、イランが「受取人に対する賠償の責任を拒絶し、賠償金の支払いを郵便物の差出人のみに限定することができる」との留保を提出し、採択された。

○ 他国と同様に、イランにおいても、差出人が自己の権利を放棄した場合に受取人に当該請求権が移転すると誤って判断してしまう支障が生じないよう、国際郵便約款第112条の改正を行うもの。

（賠償請求権の概要）

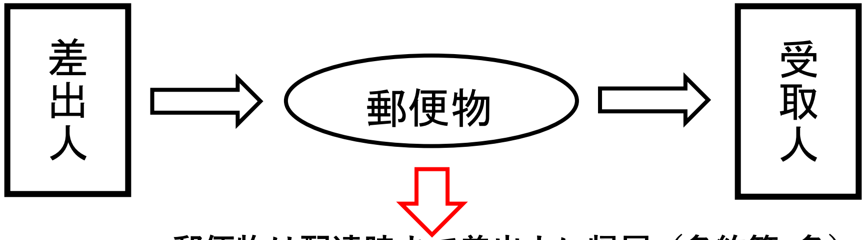

郵便物は配達時まで差出人に帰属（条約第5条）
損傷して届いた郵便物も賠償請求権は差出人に帰属（条約第22条第2～4項）

（イランの留保内容）

賠償請求権については、差出人が自己の権利を放棄した場合に受取人に当該請求権が移転するが、イランが以下の留保※を出したことにより、**受取人への当該請求権の移転が認められなくなり、差出人のみに限定される**。

※万国郵便条約の最終議定書第十七条（指定された事業体の責任及び賠償金）抜粋（仮訳）
イラン・イスラム共和国は、差出人が書面により受取人のために権利を放棄した場合には、第二十二条第9項及び第10項の規定にかかわらず、書留郵便物、普通小包又は保険付郵便物が盗取され、破損し又は亡失した場合に、受取人に対する賠償の責任を拒絶することができる。差出人及び受取人が同一人物である場合は、このような権利放棄は不要である。イラン・イスラム共和国は、国内法令に従い、受取人に対する賠償の責任を拒絶し、賠償金の支払いを郵便物の差出人のみに限定することができる。

【参照条文】

○ 郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）（抄）

第十一条　（郵便に関する条約）　郵便に関し条約に別段の定めのある場合には、その規定による。

（郵便約款）

第六十八条　会社は、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

２　総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一　次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ　この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項

ロ　郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項

ハ　郵便に関する料金の収受に関する事項

ニ　その他会社の責任に関する事項

二　特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

○ 万国郵便条約（抄）

第一条　定義

１　（略）

1.1　（略）

1.2　「小包郵便物」とは、この条約及びその施行規則に規定され、かつ、これらに定める条件に従って運送されるものをいう。

1.3　～1.19　（略）

第十七条　基礎業務

１　（略）

２　書類のみを包有する通常郵便物とは、次のものをいう。

2.1　<u>重量一キログラム</u>までの優先郵便物及び非優先郵便物

2.2　<u>重量一キログラム</u>までの書状、郵便葉書及び印刷物

2.3　重量七キログラムまでの盲人用郵便物

３　物品を包有する通常郵便物とは、次のものをいう。

3.1　重量二キログラムまでの優先小形包装物及び非優先小形包装物

3.2　（略）

４　（略）

５　通常郵便物は、４に規定する分類の方法において、その型により、小型郵便物（Ｐ）、大型郵便物（Ｇ）又は小形包装物（Ｅ）に分類することができる。大きさ及び重量の制限については、この条約の施行規則に定める。

６～８（略）

第十八条　追加の業務

１　（略）

２ 加盟国は、次の追加の業務を提供することを取り決めた指定された事業体の間において当該業務の提供を任意のものとして確保することができる。

2.1　小包及び書類のみを包有する優先通常郵便物に係る保険付郵便業務

2.2～2.9　（略）

３　次の追加の業務は、義務的側面及び任意的側面のいずれも有する。

3.1　（略）

3.2　削除[1]

3.3～3.4　（略）

４・５　（略）

○ 万国郵便条約の施行規則（抄）

17-104　大きさの制限

１　型により郵便物を分類する 17-105 の規定を損なうことなく、郵便葉書、航空書簡及び小形包装物を除く郵便物の大きさの制限は、次のとおりとする。

1.1　最大限度　長さと幅と厚さとを合計して九〇〇ミリメートルとし、一辺の長さが六〇〇ミリメートルを超えないものとする（許容差は、それぞれ二ミリメートルとする。）。巻物については、長さと直径の二倍とを合計して一、〇四〇ミリメートルとし、長さが九〇〇ミリメートルを超えないものとする（許容差は、それぞれ二ミリメートルとする。）。

1.2　最小限度　長さ一四〇ミリメートル、幅九〇ミリメートル（許容差は、それぞれ二ミリメートルとする。）を下回らない大きさの一面を有するものでなければならない。巻物については、長さと直径の二倍とを合計して三〇四ミリメートルとし、長さが二一〇ミリメートルを下回らないものとする。

２　郵便葉書の大きさの制限は、次のとおりとする。

2.1　最大限度　困難なく取り扱うことができるように十分な耐力を有することを条件として、長さ二三五ミリメートル、幅一二〇ミリメートル（許容差は、それぞれ二ミリメートルとする。）。

2.2　最小限度　長さ一四〇ミリメートル、幅九〇ミリメートル（許容差は、それぞれ二ミリメートルとする。）。長さは、幅 に二の平方根（近似値一・四）を乗じたもの以上でなければならない。

---

[1] 削除前：
国際返信切手券業務。国際返信切手券は、全ての加盟国において引き換えることができる。ただし、その販売は、任意とする。

３　航空書簡の大きさの制限は、次のとおりとする。
3.1　最大限度 長さ二二〇ミリメートル、幅一一〇ミリメートル（許容差は、それぞれ二ミリメートルとする。）
3.2　最小限度 長さ一四〇ミリメートル、幅九〇ミリメートル（許容差は、それぞれ二ミリメートルとする。）。長さは、幅 に二の平方根（近似値一・四）を乗じたもの以上でなければならない。
４　小形包装物の大きさの制限は、次のとおりとする。
4.1　最大限度　長さと幅と厚さとを合計して九〇〇ミリメートルとし、一辺の長さが六〇〇ミリメートルを超えないものとする（許容差は、それぞれ二ミリメートルとする。）。巻物については、長さと直径の二倍とを合計して一、〇四〇ミリメートルとし、長さが九〇〇ミリメートルを超えないものとする（許容差は、それぞれ二ミリメートルとする。）。
4.2　最小限度　長さ一四八ミリメートル、幅一〇五ミリメートル（許容差は、それぞれ二ミリメートルとする。）を下回らない大きさの一面を有するものでなければならない。巻物については、長さと直径の二倍とを合計して三〇四ミリメートルとし、長さが二一〇ミリメートルを下回らないものとする。
５　（略）

17-105　小型郵便物（Ｐ）及び大型郵便物（Ｇ）の大きさ及び重量の制限
１　（略）
２　型による郵便物の分類のため、小型郵便物（Ｐ）の型ではない郵便物において、大型郵便物（Ｇ）の大きさ及び重量の制限は、次のとおりとする。
2.1　最小限度　長さ一四〇ミリメートル、幅九〇ミリメートル
2.2　最大限度　長さ三八一ミリメートル、幅三〇五ミリメートル
2.3　最大重量　一キログラム
2.4　最大の厚さ　三十ミリメートル
３　（略）

17-204　大きさの制限
１・２　（略）
３　小包の大きさは、書状について定める大きさの最小限度に達していなければならない。

18-001 保険付郵便物
１　優先通常郵便物であって、書類のみを包有するものは、差出人の表記する保険金額に従って内容品を保険に付して交換することができる。その交換は、これらの郵便物を相互に又は一方的に受領することについて同意を表明した指定された事業体の間においてのみ行われる。